

明石市こども総合支援条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を実現するため「明石市こども総合支援条例」（平成28年条例第31号）を平成29年4月1日に施行しています。

その後、新たにヤングケアラーに対する支援の必要性が社会的に認識され、また、児童相談所によって一時保護等がなされた子どもの権利擁護に関する取り組み等も求められているところです。

こうしたことから、明石市では各種支援や施策の立案を開始しており、今後も市が継続して必要な施策を講じていくことを明確にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについては、厚生労働省と文部科学省が「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と位置付けています。ヤングケアラーに関しては、「児童福祉」だけでなく、「教育」「高齢福祉」「障害福祉」「医療」といった各関係機関が連携して横断的かつ継続的に支援する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(2) 一時保護等がなされた子どもの権利擁護について

明石こどもセンターにおいては、一時保護等がなされた子どもの意見表明権を含めた諸権利の保障のために、本年4月に「こどものための第三者委員制度」を開始し、今後も新たな施策を講じていく予定です。そして、これらの子どもの諸権利を擁護する制度については、普遍的なものとして継続する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(参考) こどものための第三者委員会取組状況

○ 運用状況（2021年4月20日～8月31日）

(1) 一時保護児童との面会 面会回数：23回

(2) 調査及び意見通知 調査申出：1件 ※調査中に家庭復帰、調査終了

○ 運用効果等

- ・一時保護後、速やかに（概ね2日以内）一時保護児童と第三者委員が面会できている。
- ・一時保護児童にとっては、自己の意見を表明する機会及びルートが保証、確立される。
- ・児童相談所にとっては、多角的に一時保護児童の気持ちや意向を確認することで、より児童に寄り添った支援策の検討を行うことができる。

3 今後のスケジュール

令和3年12月	条例改正骨子案の議会報告
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年3月	条例改正案の議会提案
令和4年4月	改正条例の施行